

Press release

報道機関 各位

鹿島市選挙管理委員会

件名	鹿島市長選挙及び鹿島市議会議員補欠選挙における投票用紙交付誤りについて
発生事案	令和4年4月20日(水)の期日前投票において、鹿島市長選挙と鹿島市議会議員補欠選挙の投票用紙を誤って逆に交付しました。
説明口	<p>1. 概要 令和4年4月20日(水)の期日前投票において、4人の鹿島市長選挙と鹿島市議会議員補欠選挙の投票用紙を誤って逆に交付しました。</p> <p>2. 発生日時 令和4年4月20日(水) 午前8時31分</p> <p>3. 場所 鹿島市役所 1階 期日前投票所</p> <p>4. 経緯 鹿島市長選挙の投票用紙に「クリーム色(黄色)」、鹿島市議会議員補欠選挙に「ピンク色」の投票用紙を交付すべきところを、誤って逆に交付しました。 選挙管理委員会職員が交付誤りに気づきましたが、すでに有権者が投票した後でした。</p> <p>5. 原因 選挙管理委員会職員が、投票用紙自動交付機に、投票用紙をセットする際に、市長選挙(クリーム色)と市議補選(ピンク色)の投票用紙を逆にセットしたことによるものです。</p> <p>6. 投票の取扱い 公職選挙法第36条では「投票は、各選挙につき、1人1票に限る。」ということから、交付誤りによる再度の投票用紙の交付はできないこととされています。</p> <p>7. 今後の対応について 投票された方に謝罪及び説明を行うとともに、再発防止に向け、チェック体制の強化など適正な投票事務の徹底を図ってまいります。</p>

本件に関する問合せ先

所属	選挙管理委員会
氏名	瀬戸 孝一
TEL	0954-63-3418
FAX	0954-63-2129
Mail	senkan@city.saga-kashima.lg.jp